

# 「ブロード Ace ディフェンス」利用規約

## 第1章 総則

### 第1条（本利用規約の目的）

本利用規約は、お客様と株式会社ホワイトサポート（以下「当社」といいます）との間の「ブロード Ace ディフェンス」（以下「本サービス」といいます）に関する条件を規定するものです。

### 第2条（本サービスの利用の条件）

本サービスは、当社が運営するサービスである「データ復旧安心サービスパック」（以下「データ復旧安心サービス」といいます）及び「ソフトウェア使用許諾サービス」（以下「ソフトウェア使用許諾サービス」といいます）からなり、上記サービスの利用には本サービスへの申込が必要です。

### 第3条（本利用規約の適用）

お客様が、本サービスにお申し込みいただいた場合、お客様は、本利用規約に同意の上、本サービスに申し込んだものとみなされ、本利用規約に従って本サービスを利用するものとします。

### 第4条（ソフトウェア使用許諾サービスの申し込み等）

1. ソフトウェア使用許諾サービスについては、お客様が「Net Nanny（ネットナニー） 有害インターネットフィルタリング 7」（以下「本ソフトウェア」といいます。本ソフトウェアの著作権はAOSテクノロジー株式会社[以下「AOS」といいます。]が保有します）、本利用規約に同意された時に、お客様は本利用規約の条項に同意し、お客様とAOSとの間で本ソフトウェアの使用許諾契約が成立したものとみなされ、その時よりお客様はソフトウェア使用許諾サービスを利用することができます。なお、お客様による本ソフトウェアの使用その他本ソフトウェアに関する取扱いに関しては、本利用規約の条項が適用されるものとし、本ソフトウェアに添付の使用許諾契約書の適用はないものとします。
2. お客様が本利用規約の内容に同意しない場合、お客様は、本ソフトウェア及びソフトウェア使用許諾サービスを利用することができないものとします。

### 第5条（月額料金）

本サービスの月額料金は、当月初日から当月末日までを1料金月とし、1契約毎に月額金315円（税込）とします。

### 第6条（月額料金のお支払い）

1. 当社は、本サービスの月額料金の徴収業務を請求会社へ委託し、請求会社は、お客様のインターネット接続サービス又はモバイルサービスの利用料金等に合算して本サービスの月額料金を請求します。
2. お客様は、月額料金を、当社が指定する期日までに、請求会社を介して当社へ支払うものとします。
3. お支払いは口座振替、代引きサービス（クレジット）、NTT合算その他当社の指定する方法でお支払いいただきます。

4. 当社は、お客様が支払った月額料金を理由の如何を問わず返還しないものとします。
5. 月額料金は請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本サービスへの入会・退会・サービスの停止があった場合でも、当該請求月の月額料金は日割計算しません。

## 第7条（契約の解除）

1. お客様が第5条の月額料金の支払いを怠った場合、またはその他の本利用規約に違反した場合、AOSは本ソフトウェアの使用許諾契約を解除するとともに当社は本サービスの利用を停止または終了することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェア、マニュアル及び本ソフトウェアのプロダクトキー（以下「プロダクトキー」といいます）等を含み本サービス及び本サービスに関連して当社がお客様に提供した一切のサービスを使用することができないものとします。
2. お客様が、本サービスに関する契約を解約する場合は、お客様による解約の意思表示が当社が定める方法により当社に到達した日を基準として、以下の各号に従い本サービスに関する契約を解約することができます。
  - ① お客様による退会の意思表示が当社に当月25日（当社の営業日でないときは、その直前の営業日）までに到達したときは当月末、26日以降に到達したときは翌月末を解約日とします。お客様は、解約日までの月額会費を支払わなければなりません。
  - ② お客様が退会時に当社に対して会費等の未払債務を有している場合には、退会後もその債務から免れることはできないものとします。
3. お客様が当社の定める所定の手続きにより本サービスを解約した場合は、AOSとお客様の間の本ソフトウェア使用許諾契約は終了し、本サービスに関連して当社がお客様に提供する一切のサービスが終了するものとします。また、その場合本利用規約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。

## 第8条（守秘義務）

1. お客様は、(a)本利用規約記載の内容、及び、(b)本利用規約に関連して知り得た情報（ソフトウェア、サポートサービスに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、ID、パスワードならびにサポートサービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含むがこれに限らない）の一切につき、当社の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行又は権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合には当社に対して速やかに事前の通知を行うものとします。
2. 前項にかかわらず、下記各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
  - ① 開示を受けた時に既に公知である情報
  - ② 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
  - ③ 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
  - ④ 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
  - ⑤ 当社の機密情報を使用又は参照することなく独自に開発した情報
3. 前各項の規定は、本サービスが解除、有効期間満了又はその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

## 第9条（保証及び免責事項）

本サービス提供に関する当社およびAOSの責任範囲は以下の通りといたします。

- ① データ復旧安心サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、データの機能性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それらから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、及び逸失利益に関して当社は一切の責任を負いません。また、対象機器内の全てのソフトウェアとデータファイルのバックアップに関して当社およびAOSは一切の責任を負いません。
- ② 当社およびAOSは、ソフトウェア使用許諾サービスに関して、本利用規約において明示する場合を除き、本ソフトウェア、マニュアル又は第24条に定義されるサポートサービスに関して一切の保証を行いません。また、当社およびAOSは、本ソフトウェアもしくはマニュアルの機能又はサポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェア又はマニュアルの物理的な紛失、盗難、事故及び誤用等に起因す

るお客様の損害につき一切の補償をいたしません。

- ③ 当社およびAOSは、本サービスの会員登録もしくは会員登録変更の届出がなされない場合又はその内容に不備がある場合、当社からお客様への通知、郵送及びその他のコンタクトの不達により生じる不利益及び損害に関して当社およびAOSは一切の責任を負いません。
- ④ お客様が期待する成果を得るための本ソフトウェアプログラム（ソフトウェアを含むがこれに限られない）の選択、導入、使用及び使用結果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。本ソフトウェアもしくはマニュアルの使用、サポートサービスならびに第26条3項及び第4項によりサポートサービスの提供を受けられないことに起因してお客様又はその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害及び逸失利益に関して当社およびAOSは一切の責任を負いません。
- ⑤ お客様の改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、当社およびAOSは当該損害に関して当社は一切の責任を負いません。
- ⑥ 本サービスに関して、理由の如何を問わず当社およびAOSがお客様又はその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本サービス提供に伴う当社およびAOSの責任範囲内でお客様が損害を被った損害のうち、お客様が直接かつ現実に生じた損害で、かつ本契約のもとでお客様が実際に支払われた直近の12か月分の対価の金額を上限とします。

## 第10条（個人情報の取り扱い）

本サービスにおける個人情報の取り扱いについては <http://white-support.com/policy/>に記載の当社プライバシーポリシーに準ずるものとします。

## 第11条（規約変更）

当社は、本利用規約内容を変更する必要があるが生じた場合は、予告なく本利用規約を変更することができるものとします。なお、お客様に対する通知は、当社のホームページでの表示により行われるものとします。

## 第12条（準拠法、合意管轄及び通知等）

1. 本規約の準拠法は日本国法とします。また、本利用規約に定めない事項については、日本国の法令に依るものとし、本サービスに関するお客様と当社間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。

- 理由の如何を問わず、当社からお客様へ通知、郵送及びその他のコンタクトを行う場合（サポートサービス提供の場合を含むが、これに限られない）、当該通知、郵送及びコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。

## 第2章 データ復旧安心サービス

### 第13条（対象パソコン）

データ復旧安心サービスの対象パソコンは以下対象商品のメーカー（以下「メーカー」といいます）が製造し、マイクロソフト社が提供する Windows<sup>®</sup>搭載のパソコンとします。

- ① NEC
- ② 富士通
- ③ ソニー
- ④ 東芝
- ⑤ シャープ
- ⑥ 松下
- ⑦ レノボ (lenovo)
- ⑧ デル (DELL)
- ⑨ ヒューレット・パッカード (HP)
- ⑩ EPSON
- ⑪ マウスコンピューター
- ⑫ その他 当社が認める機種（アップル社及びメーカー保証がないパソコンを除く）

### 第14条（登録パソコン）

- データ復旧安心サービスをご利用いただけるパソコンは、本サービス申込時に製造番号を登録したパソコン（以下「登録パソコン」といいます）となります。
- 登録パソコンは、本サービスの有効期間中に変更することは出来ません。ただし、本サービス申し込み後、お客様が新規購入したパソコンに限り、本サービスの有効期間中に登録パソコンを変更することが可能です。また、登録パソコンが初期故障で交換となった場合は、30日以内に申告していただいたものに限り変更対応するものとします。

### 第15条（障害の種類）

- 論理障害  
論理障害とは、データ障害のうち、ハードウェアは故障していないが、記憶媒体等に電磁的記録障害が発生したことをいいます。
- 物理障害  
物理障害とは、ハードディスクの磁気ヘッドに問題がある場合や機械的・電氣的故障のことをいいます。

### 第16条（データ復旧安心サービスの内容）

データ復旧安心サービスは、本利用規約の第14条に定める登録パソコンにおいて、論理障害時においてデータを復旧するための費用を当社が負担するサービスです。

- ① 当社は、データ復旧安心サービスの提供に関する業務の一部をAOSに委託するものとします。

- ② データ復旧安心サービスの対象障害は、論理障害のみとします。物理障害の場合は、データ復旧安心サービスの対象外となり、別途料金をいただきます。
- ③ データ復旧安心サービスご利用の際には、障害状況のご説明が必要となります。
- ④ データ復旧安心サービスは、本契約の有効期間中であれば、データ復旧安心サービスは、何度でもご利用いただけます。
- ⑤ 本サービスの有効期間中は、物理障害の見積もり金額の20%割引を適用します。

## 第17条 (データ復旧安心サービスの利用方法)

データ復旧安心サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

### ① データ復旧安心サービス利用のご相談

データ復旧安心サービスの利用のご相談は当社が運営するコールセンターに、直接電話でご連絡下さい。

(受付先) 日本データ復旧サービスセンター

TEL 0120-194-119

受付時間 24時間・365日 (携帯電話・PHSからも通話可能)

当社のデータ復旧安心サービスにて受理されたお申し込みは、当社の委託先であるAOSの日本データ復旧サービスセンターに通知されます。

- ② データ復旧安心サービスの利用の際、お客様自身がデータ復旧安心サービスに加入されていることを申込書もしくは口頭にて申告することとします。
- ③ データ復旧安心サービスの利用については、「日本データ復旧サービス利用規約」(<http://data119.jp/spk/sw>)に基づき、行うものとします。
- ④ データ復旧完了の登録パソコンのお届け  
データ復旧作業が完了した登録パソコンは、申込書にお客様が記載いただいたお客様の連絡先まで、お届けします。

## 第18条 (データ復旧にかかる期間)

当社は、お客様が登録パソコンを当社に引き渡してから、データ復旧完了後の登録パソコンの納品まで、原則として10営業日で対応します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、10営業日以上の日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

- ① 論理障害において、障害の程度が重い場合
- ② 物理障害において、障害の程度が重い場合
- ③ お客様の都合により、データ復旧完了後の登録パソコンの返却日の日程変更等が生じた場合
- ④ 天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関の事故、労働争議その他不可抗力の事由が生じた場合

## 第19条 (データ復旧安心サービスを受ける際の注意点)

お客様は、データ復旧安心サービスをご利用いただく際には、次に掲げるデータ復旧安心サービスの制限事項、確認事項を確認いただいた上で、お申し込みいただくものとします。

- ① データ復旧安心サービスは、データの復旧を保証するものではありません。データは、修復箇所の状態により復旧できない場合があるものとします。
- ② データ復旧安心サービスをご利用いただく際に、個人情報保護法に基づき、ご依頼者をご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。
- ③ データ復旧安心サービスを受ける際には、ハードディスクを取り出すためにパソコンを解体

- する場合がありますが、その場合メーカーによる保証を受けられなくなることがあります。
- ④ ハードディスクに物理的な障害がある場合は、ハードディスク・ケースの開封を行う場合がありますが、その場合メーカーによる保証を受けられなくなることがあります。
  - ⑤ 復旧データは、CD-ROM又は、DVD-ROMで提供いたします。ただし、復旧データが4GBを超えた場合は、外付けハードディスク（別途実費約20,000円（税込）をお支払いいただきます。）で提供いたします。
  - ⑥ 物理障害のデータ復旧作業は「概算お見積もり」を口頭でご連絡し、お客様にご了承いただいた場合に実施します。ただし、「調査結果報告書・お見積もり書」の提出後にデータ復旧作業をキャンセルされる場合、作業費として20,000円（税込）をお支払いいただきます。

## 第20条（適用除外サービス）

次に掲げるサービスについては、データ復旧安心サービスの対象外といたします。

- ① 不具合原因の調査・解析、パソコンの修理及びOSの復旧
- ② 登録パソコンの現状回復
- ③ 破損しているデータの回復
- ④ 日本語及び英語以外が使用言語のデータの回復
- ⑤ その他、当社にて実施していないサービス全般
- ⑥ 第14条の登録パソコン以外のデータ復旧安心サービス依頼

## 第21条（サービス利用の停止）

当社は、お客様が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、事前にお客様に連絡することなく直ちにお客様のデータ復旧安心サービスの利用を停止できるものとします。

- ① お客様の本サービスの申し込み時、データ復旧安心サービスの利用受付時の情報に虚偽が発覚した場合
- ② お客様が本利用規約のいずれかに違反した場合
- ③ お客様が法令に反する行為を行った場合
- ④ お客様が登録パソコンを第三者に譲渡した場合
- ⑤ お客様もしくは第三者が登録パソコンに不当な改造を施した場合
- ⑥ お客様が本サービスの利用料金の支払を滞った場合

## 第3章 使用許諾サービス

### 第22条（使用権の許諾）

当社およびAOSは、本利用規約記載の条件に従い、本ソフトウェアに関し、お客様が自己所有するコンピュータ（お客様が自己使用するリース物件又はレンタル物件を含む）における以下の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。

- ① 1台のコンピュータを特定し、その上で本ソフトウェアを使用する権利。
- ② 本ソフトウェアの媒体破損時に備え、バックアップ用に複製を1つ作成すること。

### 第23条（著作権等）

1. 本ソフトウェア及びマニュアルに関する著作権、特許、商標権、ノウハウ及びその他のすべての知的所有権はAOS及び本ソフトウェアの使用許諾権者へ独占的に帰属します。

2. お客様は、当社およびAOSの事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェア、マニュアル及びプロダクトキーを第三者へ賃貸、貸与、販売又は譲渡できないものとし、かつ、本ソフトウェア、マニュアル及びプロダクトキーに担保権を設定することはできないものとします。加えて、お客様は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス（有償・無償を問わず営利目的又は付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本ソフトウェア及びプロダクトキーを使用することはできないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアにつき、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルすることはできないものとします。
4. お客様は、当社およびAOSの文書による同意なしに、本ソフトウェアを複製すること（メディアからハードディスクへの複製、本ソフトウェアを含むアーカイブの作成、ネットワークへの送信等を含む）はできません。ただし第22条第1項第2号の場合を除きます。

#### 第24条（サポートサービス）

1. 当社は、本サービスの有効期間中、電話又はメールによるサポートサービスを提供いたします。ただし、インターネット接続環境又はメールアドレスをお持ちでないお客様においては、サポートサービスのうち一部が有料となります。
2. お客様は、本サービスの会員登録の内容に変更が生じた際には、当社に対し遅滞なく届出を行うものとします。
3. サービスの提供に関する当社の義務は、本条第1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、当社は、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。
  - ① 当社が定める手続に従った会員登録を正しく行っていないお客様
  - ② 前項所定の変更の届出を行っていないお客様又は当該変更の届出に不備があるお客様
  - ③ 本ソフトウェアを、日本語以外の言語に対応するオペレーティングシステムとともに使用しているお客様
  - ④ 本ソフトウェアに関する内容でない質問のあるお客様
4. 当社は、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。
  - ① システムの緊急保守を行うとき
  - ② 火災、停電等の不可抗力及び第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき
  - ③ 天災又はこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
  - ④ 上記以外の緊急事態により、当社がシステムを停止する必要があると判断するとき

#### 第25条（お申し込み、持ち出し等）

お客様は、当社およびAOSの事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアを日本国外へ持ち出すことはできないものとします。

株式会社ホワイトサポート  
東京都豊島区南池袋3丁目13番5号

制定：平成22年9月9日

平成28年4月18日